

平生町告示第33号

令和3年第7回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年7月30日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和3年8月4日
- 2 場 所 平生町議会議事堂
- 3 付議事項

(1) 令和3年度平生町一般会計補正予算

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子 <small>さん</small>	赤松 義生君
河藤 泰明君	岩本ひろ子 <small>さん</small>
細田留美子 <small>さん</small>	河内山宏充君
平岡 正一君	村中 仁司君
中川 裕之君	

○応招しなかった議員

令和3年 第7回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和3年8月4日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和3年8月4日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第38号 令和3年度平生町一般会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第38号 令和3年度平生町一般会計補正予算
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 6番 赤松 義生君 |
| 7番 河藤 泰明君 | 8番 岩本ひろ子さん |
| 9番 細田留美子さん | 10番 河内山宏充君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 村中 仁司君 |
| 13番 中川 裕之君 | |
-

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君 書記 園崎 宏史君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 高木 哲夫君

教育長 …………… 清時 崇文君 会計管理者 …………… 田坂 孝友君
総務課長 …………… 中尾 和正君
教育次長兼学校教育課長 …………… 河島 建君
総務課長補佐兼財務班長 …………… 久保 秀幸君

午前9時00分開会・開議

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、
これより令和3年第7回平生町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、河内山宏充議員、平岡
正一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(中川 裕之君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中川 裕之君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(中川 裕之君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による令和3年6月及び
7月の実施分の例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者
の職氏名の報告は、お手元に配付の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時01分休憩

午前9時32分再開

日程第4. 議案第38号

○議長（中川 裕之君） それでは本会議を再開いたします。

日程第4、議案第38号「令和3年度平生町一般会計補正予算」についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

史上初めて1年延期となった東京オリンピックが開催されております。コロナ禍で多くの競技は無観客での開催となりましたが、連日熱い戦いが繰り広げられているところでございます。聖火リレーもコロナ禍で実施できなかった地域もございました。本町の2名のランナーもその務めを果たすことはかないませんでした。先月、ユニフォームを着用し、トーチを持参しての報告がございました。

今年は、平年より早い梅雨入り、梅雨明けとなり、梅雨が明けてからは、県内で熱中症警戒アラートが発表されるなど、連日猛暑が続いております。マスクの着用により、熱中症のリスクが高まることもありますので、町民の皆様におかれましては、十分な感染対策を行いながら、マスク着用時は、強い負荷の作業や運動は避け、周囲の人と十分な距離を確保できる場合は、適宜マスクを外して休憩するなどの熱中症の予防行動を積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

7月は、全国で豪雨による災害が起き、多くの被害が発生しております。本町においては、幸い大きな被害は見受けられませんでした。被災された地域の1日も早い復興を願うばかりです。これから台風が到来する時期となりますが、引き続き危機管理意識を持って、コロナ禍での災害対策に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、7月31日には、東京都の感染者数が4,000人を超え、全国の感染者数も1万2,000人を超えるなど先行きが不透明な状況が続いており、東京都と沖縄県に出されている緊急事態宣言は今月31日まで延長、加えて、新たに埼玉、千葉、神奈川、大阪の4府県が緊急事態宣言対象地域に、北海道、石川、京都、兵庫、福岡の5道府県がまん延防止等重点措置適用地域となり、今月2日から31日までの期間とされました。また、全国知事会は1日、新型コロナウイルス対策をめぐり、お盆の帰省を含め、夏休み中は原則として都道府県境をまたいだ移動を中止・延期とすることを国民に呼びかけるよう国に求める提言などをまとめたところでございます。

本町では、5月23日以降新たな感染者は確認されていませんが、夏休みやお盆を迎え、これから、人の移動や人との接触の機会が増える時期となります。町民の皆様におかれましては、このような状況について御理解いただき、大人数での飲食や感染拡大地域との不要不急の往来を控えるなど、引き続き基本的な感染対策の徹底に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

ワクチン接種につきましては、65歳以上の接種率は、1回目の接種が約85パーセント、7

月19日現在でございます。2回目の接種が約77パーセントとなっております。

また、12歳から64歳までの対象者には、6月から7月にかけて順次、接種券を送付させていただいており、予約を受け付けている状況でございます。

ワクチン接種は強制ではなく、受けるか受けないかの判断は本人の意思に委ねられています。接種したくてもできない人もおられます。どうか、同調圧力や差別につながらないようお互いを尊重し、冷静な行動をお願い申し上げます。

そうした中、令和3年第7回平生町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、予算1件でございます。

それでは、議案第38号「令和3年度平生町一般会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額2,227万3,000円を増額いたしまして、予算総額は59億7,986万8,000円となるものであります。

このたびの補正予算は、小中学校におけるICT環境の整備に要する経費であります。

本町では、国の施策でありますGIGAスクール構想に先駆け、平成28年度から平生っ子学びのイノベーション推進事業として端末の先行導入を行い、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、GIGAスクール構想による事業が前倒しされたことから1人1台端末の環境を整備することができました。

環境整備後の端末の管理については、各学校ごとの管理システムにより一括管理を進めておりましたが、サーバーへの負荷がかかり、授業で使えない端末が発生しております。2学期からの学習活動において、1人1台端末の環境を確実に活用していくためには、夏季休業中に現在の学校ごとの管理システムからサーバーのクラウドへの移行、フィルターの設定等を進める必要がありますので、移行作業等に要する経費を計上するものであります。

歳出から御説明申し上げます。

7ページの事務局費におきまして、端末を利用した学校での学習やタブレットの持ち帰りによる家庭での自主学習を円滑に行うため、現在の各学校単位での管理システムから一括でのクラウド版システムへの移行、フィルターの設定等に要する経費及びその後の保守に要する経費を委託料に計上いたしております。

戻りまして6ページの歳入であります。

財源として財政基金からの繰り入れにより対応いたすものであります。

以上で、議案第38号「令和3年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願

い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） デジタル社会の到来で各種のデジタルツールが義務教育に取り入れられるという社会になってきて本格的な、今度の議案だと思えます。そこでいくつか、ちょっと私、疑問があるのでお伺いをいたします。

一つは、まず第一に、この義務教育に今度の各種のデジタルツールを用いることによる問題です。日本国憲法は第26条2項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」としております。これは国民に義務教育を受けさせる義務を課すと同時に、国にその経費を持つ義務を課した規定です。

そこでですね、若干今回のことで質問しました。家庭に持ち帰るということが想定されて、家庭での使用となると、一定の経費が保護者に生じるんですね。ですから、これに対する対応なんですよ。

いわゆる、いろいろデジタルツールをノート、鉛筆と同じように家庭でも利用するという社会になってきます。そうすると、この義務教育の規定、無償の規定がどうなるかという問題なんです。したがって、その家庭の負担に対する、特に低所得者に対する措置等が必要になってくるのではないかと思います。

今、就学援助制度がございますが、その中には補助金の規定もございます。そういったことも幅広く考えていけば、今後いわゆる所得の低い家庭へのデジタルツールの使用による負担の軽減を図る措置が必要になってくるのではないかと思います。このことについて、義務教育の無償という観点で。

それともう一つ、これは、このお金は国が持つことなんですよ。今回の予算措置は財政基金から繰り入れておりますが、今後この財政負担は確かに国民からいえば、自分は持たなくてもいいんですが、平生町からすれば国が持つべきもの、平生町が持たなければならないということになるのかどうか。こういったことについても疑問がございますので、その点についてのことが第1点。

もう一つは家庭でも使用するという事で、そういったタブレットの破損の問題がございます。通学に持ち運びをする。中学生は自転車で通学する生徒もおります。それで、自己責任というようなことも御説明には書いておりますが、この線をどうするか、原因をどうするかということは、大変難しい問題も生じると思えます。特に学校と保護者の負担でトラブルが発生する、大きな火種をまくことにもなってきます。これに対する対応をどのように考えておられますか。

以上、2点をお伺いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 教育委員会のほうに、お答えをさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 私のほうからはまず、これまでの状況を含めて、ちょっとお話をさせていただきます。

本町では平成28年から、平生町未来戦略に基づいて、平生っ子学びのイノベーション推進事業というものによりまして、端末の配置等を進めてまいりました。途中、文科省の環境整備5カ年計画も活用して進めてきたわけでございますけれども、令和2年、GIGAスクール構想、そして、GIGAスクール構想の前倒しということがありまして、端末については、令和2年度中に1人1台端末を完了したところでございます。そうした1人1台端末の環境下での学校におけるICTの活用が始まってまいりました。そんな中で2学期以降、教職員あるいは児童生徒がICTを日常的なツールとして活用できるようにするために、1学期中にはICT活用の現状や成果として課題等を確認して、担当者を含めた研修も進め、校内研修も合わせて進め、授業での活用を図ってまいりました。そうしたことと合わせて、また、端末を鉛筆、ノートと並ぶマストアイテムとして活用しようということもございますので、早期に家庭への持ち帰りの実現をするための準備も進めてきています。

町教委としては、それぞれの学校長とも協議をしまして、現在は小学校5年生以上で、この家庭への持ち帰りを推奨していこうということ考えているところでございますが、保護者の方々には今御質問がありました、一定の経費、いわゆるw i - f i の接続とかですね、そういった経費であるとか、あるいはタブレットを破損したときの対応であるとか、そういったことも含めてリーフレットを作成してですね、現在まだ素案という形でございますが、リーフレットを作成して、そのリーフレットを1学期のそれぞれの小中学校で、1学期の保護者懇談会で配付をさせていただいています。そして、御意見を今、求めている最中でございます。

そうした中で、持ち帰りは今、検討中のところでございますが、今の御質問にあったようなことも含めて、今の考えを含めてですね、お答えをさせていただこうと思っています。ということで、具体的には詳しく次長のほうから、これから説明をさせますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（中川 裕之君） 河島教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（河島 建君） それでは、平岡議員からの3つの質問、今回タブレットの持ち帰りを始めることによって家庭の負担が増えるんじゃないかという御質問、そして2番目が国の財政措置について、そして3番が持ち帰ることによっての破損した場合の対応という3つの質問にお答えいたします。

まず、今回、持ち帰りを始めることによって、行政に負担をかけられるのが、インター

ネット環境の整備でございます。今回、持ち帰りを始めるに当たって、小学校5年生から中学校3年生までの家庭に、インターネット環境はありますかというアンケートをしております。310家庭のうち11世帯がインターネット環境がないという回答がございました。GIGAスクール構想が進む中で、子供たちの学びの保障と家庭学習の充実のために、家庭でも今後ネット環境は必要になってくると考えられるため、家庭のネット環境整備を進めるよう推奨はしていきたいと考えております。とは言いましても、10月の持ち帰り開始までに家庭のネット環境整備が間に合わない家庭もあると考えられますことから、今年度については、町で通信契約をしたモバイルルーターを貸し出す、これがあれば、タブレットとセットでwifiが使えるというものでございます。これを貸し出す予定としております。また、来年度以降はネット環境整備が間に合わない家庭があれば、モバイルルーター本体を貸し出して、通信契約は各家庭でお願いしたいと考えております。このルーターを貸し出す家庭のうち、就学援助の対象家庭につきましては、就学援助の一部として通信費の項目を追加して支援をすることを考えているところでございます。

続きまして、2番目の国の財政措置でございますが、私どもが把握しておりますのは、文科省が2018年から始めた環境整備5カ年計画、3クラスに1クラス分の端末配備計画が財政措置される。これが2020年度までにとこの情報はございますが、それ以外の補助金等の制度は把握しておりません。これは全国で進んでおります国策でございますので、要望する機会があればそうした声を上げていくことはしていきたいと思っております。

そして、3つ目がタブレットを持ち帰ったときの、破損したらどうなるかということでございます。今、結論から申しますと、現在持ち帰り開始に向けて、その基準については検討しているところでございます。1学期末に保護者宛てに配付した資料を読んでもらったうえで、学校や保護者の意見をいただきながら、検討をしております。破損の原因が明らかに使用者の責任と考えられる場合は、やはり弁償等の費用負担はお願いしたいとも考えておりますが、高価なものでございますので、かなりの負担をかけることになり、子供に高価なものを持たせることに不安をお持ちの保護者の方もいらっしゃると思っております。破損時の費用負担につきましては、町で全端末にあらかじめ保険をかけてその保険料で賄う方法、あるいは町で修理代を払う方法、または保護者に負担してもらう方法というのもございます。現在のところは町で修理代を払う方法と保護者に負担してもらう方法の折衷案を考えているところでございます。今後、県や近隣の状況も参考にしながら、また、学校、保護者の意見も踏まえながら、ケースごとの対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 質問は2つです。3つと言われましたけど、一つはいわゆる義務教育は無償であるという国の責任についてに2つあったんです。したがって、これはいわゆる

義務教育をするためには、することは国民の責務ではあるが、その費用は国が負担するという大前提、それは()保護者であったり地方公共団体であってはならないと思うから、そういう質問にしたんです。この点は、今、次長のほうから答弁がございましたが、家庭への支援はこれから先もいろいろなところで検討していただきたいと思います。と同時に、国の財政支援については、ちょっとこれをいちいち町費で持っていては大変なことになってきますよ。本来義務教育については、憲法で定める通り、国が持つ責務ですから。それで読み上げたんです。

それと、破損した場合の件ですが、大変心配しております。家庭と学校が信頼関係を保つというのは一番大切なことですから、これにひびが入る事態は、できるだけ火種はのけたほうがいいと思います。いろいろと検討されていくとは思いますが、この点もよろしく願い申し上げます。

最後にちょっと私の感想ですが、やっぱり世の中変わってくるんだなあと思いました。議員出たころは、町のお金はだいたい町内に支払ってたんですね。それがだんだんいわゆる広域化してくることによって、町のお金が県外に、いわゆる国内にあちこちに支払い先が出てきました。ああ、今度はこれも国際単位になっていくんだなあ。地域と都市の貧富の格差、地域の富がどんどん都市に、世界の富なる国に吸収されていくというような事態を見て、なかなか複雑な気持ちにもなります。ちょっとそういう感想で今回の事態を見ておりますが、新しいことです。児童生徒の健康問題もいろいろ言われておりますし、十分慎重な対応をお願いをして、私の質問を終わります。

○議長(中川 裕之君) 答弁はいいですね。

ほかに質疑はありませんか。河藤泰明議員。

○議員(7番 河藤 泰明君) この設定業務、保守業務、可決後どういう手続を踏んで、2学期の開始に合わせていくのかをお尋ねします。

○議長(中川 裕之君) 浅本町長。

○町長(浅本 邦裕君) 教育委員会から答弁を申し上げます。

○議長(中川 裕之君) 河島教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長(河島 建君) それでは、この議決後の手続でございますが、契約は随意契約を考えております。これは、地方自治法に定められた随契ができる項目に、その性質または目的が競争入札に適さないものとする時は随契に該当するでございます。今回、設計等の委託を考えております業者はNTT西日本でございます。先行導入した機種、そしてG I G Aスクール構想で入れた機種ともNTTグループで、一連となって事務を発注する関係にございます。同一業者以外のものに移行させた場合、責任の所在が不明確になるということもございますので、随意契約をさせていただきたいと思っております。議決後、第一にその作業に入りまして、3週間、夏休みが終わるまでに作業を終えたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） もともと1台は……。

○議長（中川 裕之君） 起立。今は本会議中ですから。

○議員（1番 中丸 和則君） もともと1台はいくらで購入されたんですか。

○議長（中川 裕之君） 河島教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（河島 建君） 現在、小中学校に入っておりますタブレットには先行導入分はリースですね。GIGAスクール構想で入れた端末は購入となり、1台約4万5,000円でございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに……。中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） 業者がNTTということで、ちょっと安心はしましたが、不具合の具体例のところ、端末から届くまで数日要するようになったとか、アプリが消えたとかいうのが理由になってますが、1台の端末を入手すると2ギガぐらい使えますので、それが切れた……。だから、さっき11件くらいw i - f i が届いていないところがあったというふうに言われましたが、この具体例は、もしかしたらw i - f i は届いてなくて、もともと1台に2ギガぐらいの使用ができるので、その2ギガが切れて、もともとw i - f i がつながっていなかったんじゃないかということはありませんか。それはないでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 休憩。ちょっと休憩します。

午前9時59分休憩

.....

午前10時03分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。

○議員（1番 中丸 和則君） さっきの質問は……。

○議長（中川 裕之君） 起立。

○議員（1番 中丸 和則君） さっきの質問は家庭のほうに持ってかえっておられるのと勘違いしていました。それで撤回します。

もう一つ、破損の場合のことなんですが、一般的に普通に購入すると月7,000円ぐらい払えば、アップルは破損しても補償してくれる契約がありますが、NTTがやっているのであれば、NTTのそっちのほうがいいのかなと思います。そのアップルの保障を町が、一人一人が7,000円というのは高すぎますので、まとめて町が補償契約をするというのも一つの手だと思いますが、アップルだけのことを考えたらそうなんですが、NTTがやっていたらそれ以上のものはあるかもしれません。参考にしていただければと思います。そういうこともありますが、参考

にしていいただければと。意味わかりますか。

○議長（中川 裕之君） わかりました。はい。参考にしてください。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第38号「令和3年度平生町一般会計補正予算」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（中川 裕之君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第7回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 河 内 山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一